

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和6年8月27日 午後 1時22分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

議 長	小座野 定 信
副 議 長	櫻 井 繁 行

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
市 長 公 室 長	横 田 茂
総 務 部 長	中 泉 栄 一

出 席 書 記 名

議会事務局長	金 子 俊 文
議会総務課長	谷 中 博 文
議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子

議 事 日 程

令和6年8月27日（火曜日）午後 1時22分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和6年第3回定例会の運営について
 - ・提出予定案件の概要について
 - ・請願等の取り扱いについて
 - ・常任委員会の改編について
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

開 議 午後 1時22分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

時間前ではございますが、全員そろいましたので、始めたいと思います。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は第3回定例会招集の折の市議会運営委員会、大変ご苦勞様でございます。

それでは、第3回定例会に提出予定の議案につきましてご説明をさせていただきます。

今定例会に提出を予定しております議案については、全部で20件です。内訳としましては、報告が4件、条例に関する議案が3件、予算に関する議案が5件、決算に関する議案が7件、その他の議案が1件でございます。

なお、議案の概要につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくお願いします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

改めまして、どうもこんにちは。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、7月25日に貴委員会に諮問させていただきました令和6年第3回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（１）令和６年第３回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

まずは、予算決算以外の案件について、私から説明をさせていただきます。

概要書の３ページになります。

報告第９号 専決処分事項の報告について。内容は損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。本件は令和６年５月６日、かすみがうら市加茂の市消防団第１０分団第１詰所において、消防ブーツを乾燥させている際に土浦市おおつの野地区からの強風にあおられ、相手方の自宅屋根に接触し、屋根瓦を破損させたものでございます。当事者との協議により、示談の締結、和解となったものです。損害賠償額は１０万６２０５円、６月１１日付で専決処分をしております。

続きまして、概要書４ページ、報告第１０号 専決処分事項の報告について。内容は損害賠償の額の決定及び和解について。本件は令和５年２月２６日、相手方が市役所千代田庁舎に来庁し、マイナンバーカードの申請手続をしたものの、市職員による事務処理が適正に処理されなかったため、相手方はマイナンバーカードを取得できず、マイナポイントの申請もできませんでした。損害賠償額はマイナポイントの取得上限額１人当たり２万円の家族５名分ということで１０万円、８月１５日付で専決処分をしております。

続きまして、概要書の５ページ、議案第４８号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。行政組織機構のスリム化、重要行政課題に対応できる体制整備などを図るための見直しによる条例改正となります。内容といたしましては、（１）組織数が現行の１０部局から８部局へ、（２）部の再編としまして、ア、市長公室と総務部を再編し、総務企画部を新設、イ、建設、都市建設部門の連携強化を図るため、上下水道部を都市建設部に統合、ウ、会計課と検査管財課の契約、検査担当を再編し、会計事務局を新設、エ、農業委員会事務局を部から課に変更します。（３）事務分掌の移管としましては、ア、防災に関する事務、住居表示に関する事務、市税の賦課徴収に関する事務を総務部から市民部に移管、イ、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、医療福祉に関する事務を市民部から保健福祉部に移管をいたします。

次に、６ページ、（４）千代田庁舎、中志筑の千代田コミュニティセンター内に設置をします。その下、（５）市福祉事務所の位置を千代田庁舎から中央庁舎内に変更します。その下の（６）今回の行政組織条例の改正に伴い、そこに書いております、影響を受けるア、イ、ウの３本の条例を、附則において所要の改正を行います。なお、この条例の施行年月日は令和７年４月１日となりますが、福祉事務所の位置に関しましては、中央庁舎の開庁と同日となりますので、規則で定める日から施行するものとしております。

続きまして、７ページ、議案第４９号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。マイナンバー法等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者証が廃止されるため、所要の改正

をするものでございます。具体的には、現在保険税を滞納している世帯主に対し、被保険者証の返還命令を出しても返還に応じないときに、10万円以下の過料を科する規定がございますが、この規定を削除する改正をするものでございます。施行年月日は令和6年12月2日となります。

概要書8ページ、議案第50号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。市公共施設等マネジメント計画第1期実行計画において、公園としての事業配置に位置づけされている第2常陸野公園を、民間活力を導入した有効活用を図るために改正をするものです。本条例の別表から第2常陸野公園に関わる規定を削除するものでございます。施行年月日は公布の日からの施行ということになります。

続きまして、28ページ、議案第63号 茨城租税債権管理機構規約の変更について。租税債権管理機構規約の一部を変更するに当たり、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものになります。具体的な内容といたしましては、森林環境税を令和6年度より1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになったことから、租税債権管理機構における取扱いの税目とするために、規約を変更するものでございます。施行年月日は令和7年4月1日となります。

また、追加議案としまして、9月24日の議会最終日に追加議案を2件予定しております。まず、1件目は契約に関する議案として、9月3日に実施される建設の結果にもよりますが、中央庁舎備品の不足についてを予定しております。2件目として、諮問に関する議案として、人権擁護委員の候補者の推薦についてを予定しております。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、画面のほうをお願いいたします。

私のほうからは、予算と決算の関係の議案でございます。

まず、報告議案として、報告第7号 一般会計の継続費の精算報告をいたします。下稲吉中学校の屋内運動場の事業が終了したことから、事業の概要を報告するものでございます。

続きまして、報告第8号 市の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてということで、健全化法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告をするものでございます。内容としては、基準内だということでございます。

続きまして、補正予算でございます。

議案第51号 一般会計補正予算の第5号でございます。歳入歳出の予算の総額に2億1630万3000円を追加するものでございます。内容につきましては、12ページから一覧を載せてございますが、最も大きいものにつきましては、26番の消防庁舎の設計費用、これが1億弱、9963万8000円でございます。あと、今回の全体的な補正の内容といたしまして、郵便料金の改定が10月にあるものですから、通信運搬費の補正をするものが多く、また、一部、9番目の地域医療介護総合確保基金事業補助金でありますとか、あるいは20番の水田の利活用事業の助成金、このあたりで国庫関係の補助金の処理を予定するものでございます。

続きまして、議案第52号 国民健康保険会計の補正予算の第2号でございます。213万8000円を追加するものでございます。内容につきましては、通信運搬費のこれも不足分でございます。

続きまして、議案第53号 後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）でございます。こちらにつきましても、通信運搬費の不足分のほか、保険料の還付を計上するものでございます。

続きまして、議案第54号 介護保険会計の補正予算の第2号でございます。4287万3000円を追加するものでございます。通信運搬費の不足分もちろんありますけれども、国庫より返還金を中心でございます。

続きまして、議案第55号 水道事業会計の補正予算第1号でございます。こちらは3億6080万円の債務負担行為の設定でございます。

続く議案第56号から第61号まで、所要の一般会計と特別会計の決算の認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第62号 土浦・かすみがうら土地区画整理事業の一部事務組合の決算の認定ということで、事業が終了いたしましたので、監査委員の意見を付して認定をお願いするという手続にのっとりであるものでございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

2件ほど、総務部長、お伺いします。

農業委員会事務局を課にするということですね。ということは、以前もそういう経緯でずっと来ていたんですけれども、私、現職のときに、当時の総務部長に言いまして、たとえ農業事務局というのは会長がいるところだから、別の組織ではないかということで、農業委員会事務局情報は議会のほうに行っているようなことになっていたんですけれども、どういう経緯でどういう理由で課になるのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

今回は部も課も少し整理をするということで、基本姿勢でまず始めさせていただきました。それで今、会計課会計管理者、こちらと農業委員会の近隣の状況をもう少し調査をいたしました。すると、会計管理者は部扱いというところが大変多く、また農業委員会の事務局につきましては課扱いのところが多いう状況がございましたので、近隣にならい合わせて整理をするよう努めたところでございます。その結果といたしまして、会計課会計管理者を部扱いとする代わりに、農業委員会事務局長を課扱いというような形で整理をさせていただいております。

○議長（小座野定信君）

分かりました。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○櫻井健一委員

5ページの（3）のアですけれども、防災に関する事務を総務から市民部へということなんですけれども、今、危機管理課みたいながあると思うんですけれども、そこに関する防災のほうを市民部のほうに移すということなのか1点と、あと、そこに対する人員の異動なんかを伴ってあるのでしょうかというのを、2つ聞きたいですね。

○市長公室長（横田 茂君）

危機管理課、丸々市民部のほうに移管するということで、間違いございません。事務の人員を基本的にはそのままそっくりということで考えております。

ただ、中身として、少し環境防災課というのが新しくできるわけなんですけれども、そこ地域コミュニティ課というところの事業配分はありますが、危機管理としては全く影響はないです。そのまま部が変わるという予定です。

○櫻井健一委員

ということで、今の危機管理課にいるメンバーが市民部のほうに行って、その人の動きというのはど

ういうふうになるのかなというのを教えていただければ。

○市長公室長（横田 茂君）

人事上の話はちょっとそれはまあ置いておきまして、まず人員としてはそのまま、変更はとりあえず予定はしていない。そっくりそのままということです。

○櫻井健一委員

分かりました。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、ここで執行部の皆様方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 1時38分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。〔午後 1時39分〕

○矢口龍人委員長

次に、請願の取扱いについてを議題といたします。

令和6年第2回定例会以降、本日までに、請願書1件、陳情書1件を受け付けております。

それでは、請願等をお目通し願いたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 1時39分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。〔午後 1時40分〕

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、文教厚生委員会に付託の上、審査することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、議長が受理しました、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情につきましては、先例のとおりその写しを議場に配付することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

ここで、議長から発言の申出がございますので、それではお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

現在、本市におきましては、3つの常任委員会で運営しているところでございますが、委員会の数を2つに減らし、1つの委員会当たりの人数を増やすということにより多様な意見が出され、活発な議論

が展開できるのではないかと考えているところでございます。つきましては、県内の状況につきまして調査いたしましたので、常任委員会の改編についてのご審議賜りたく、申入れさせていただきました。

なお、詳細につきましては議会事務局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で申出による発言が終わりました。

それでは、常任委員会の改編についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、常任委員会の改編についてご説明させていただきます。

議長から申出にもございましたように、現在、本市では、常任委員会は総務、文教厚生、産業建設の3つの委員会で運営をいただいているところでございますが、委員会を2つにして、各委員会人数を増やして活発な議論が展開できるようにするものでございます。

初めに、県内の状況についてご説明させていただきます。

タブレットの資料1をお願いいたします。

県内44市町村のうち、常任委員会数4委員会で運営している自治体につきましては、1番水戸市、15番の牛久市、16番つくば市の3自治体でございます。

続いて、常任委員会数を3委員会で運営しているところは、青色で表示されております30自治体でございます。日立市、土浦市、古河市等でございます。

続いて、2委員会で運営している自治体につきましては、黄色で表示されております10自治体であり、高萩市、潮来市、茨城町等でございます。

最後に、34番の緑色の犬伏町につきましては、1つの委員会で運営をしてございます。

表の右側になりますが、1委員会当たりの人数となっております。

一番下の県平均では、1委員会当たり6.8人で構成している状況でございます。

かすみがうら市につきましては、桜川市と同様5.3人ということで、県内でも少ない状況でございます。今回、委員会を2つにすることによりまして、こちらが8人となりますので、県平均より多くなるものでございます。

続いて、資料2をご覧ください。県内で2つの委員会を運営している自治体の委員会名と所管を、参考までに示したものでございます。

続いて、資料3となりますが、資料2を基にしまして、2委員会として各種の状況をまとめたものでございます。自治体ごとに行政機構が異なりますが、おおよその各委員会の所管課を示したものでございます。

一番下の枠に提示させていただきましたものが、かすみがうら市が委員会を2つにした場合の委員会の名称と所管課を示したものでございます。たたき台となる原案でございます。

おおむね各市2委員会とした場合、本市で言います総務委員会と産業建設委員会を1つにしまして、名称を総務経済委員会として、もう1つは文教厚生委員会としたものを基本形にしているようでございます。

なお、改正する場合、常任委員会の任期は2年とされてございますので、任期でございますが、2月6日の後、2月7日から2委員会制とするのが適正であると思われる所存でございます。

説明については以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

今現在、総務委員会の中で、防災に関するこの執行があると思うんですけども、先ほどの説明だと、市民課に防災が行くということで、その文教厚生の方に市民課が入っているんですけども、これはどういうふうにその委員会の割り振りは変わったりされるんでしょうか。

○矢口龍人委員長

この内容でいくと、ちょうど今までの総務委員会と産業建設委員会が一緒になったというところで、文教厚生委員会はそのままの所管だということ。ですから、そのままにしてみると、今までの倍になりますけれども。ですから、一生懸命、議会で勉強したいと思う人は、ぜひ総務経済委員会に手を挙げていただいて。2つ委員会分をやるということなので、内容としては大分濃くなるかなというふうに思います。

それから、議会運営委員会は2つになれば3人ずつ、各委員会から3人出るということでございます。

○櫻井健一委員

はい、分かりました。

○久松公生委員

今ちょっと、今案を見まして、私、今現在は文教厚生委員会ということでやらせていただいています、委員長として。これ見ると、まあ文教厚生委員会はかなりボリュームがあって、いろいろ調査研究等をしていると、結構あつという間に時が過ぎてしまうようなボリュームなんです。

先ほど総務委員会とあと産業建設委員会に対しては、今までの3つではボリュームがまあ結構あったと思うんですが、それを2つにすると、まあ何と言うのかな、先ほど委員長にもあったように、かなりのボリュームなので、何日か催してやればいいことなのかもしれませんが……。

まあ、人数的には少ないものかもしれませんが、今までどおりでは何かいけないのかなというのが1つあったので、その辺がちょっとこう、もう少しこう……、ちょっと極端かなと思う。文教はそのままで、こっちを2つ一緒だというのは、何か極端かなというふうに感じました。その辺をどういうふうに……

○議長（小座野定信君）

久松委員からの意見に対しての私の考えなんです、やはり16人、議長を除いて15人で、1つの委員会が5人になるわけですね。5人のうち1人が委員長をやると、あと4人で審議になるわけですよ。

今、久松委員言ったように、今ボリュームがあるんだということであれば、それにやはり4人の意見よりも8人の意見のほうが、細かいところに対してもいろいろ目が届くのではないかなというふうなことであります。

やはり、ここは平均が何人でしたっけ……、平均が6.8人だっけ、6.8人ということだと、やはりどの委員会も合併、市町村平成の大合併以来に議員数も減っているところもあるし、委員会としてもその機能を十分に果たすには、1人よりは2人、2人よりは4人というふうな考え方で、ある程度人数がいたほうがいろんな意見が出てきたほうがいいのではないかなというふうな思いで、このような提案をさせていただきました。

○佐藤文雄副委員長

ちょっといいですか。人数的には、だから文教厚生委員会が7人で総務経済が8人というようなイメージなんじゃないかな。

○議長（小座野定信君）

だよね。

○佐藤文雄副委員長

そうですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

そのとおり。そういうイメージです。

○議長（小座野定信君）

7人と8人だよね。

○佐藤文雄副委員長

7人と8人だよな、あと15人だから。

○議会事務局長（金子俊文君）

総務経済委員会のほうに議長が入ると思いますので、総務経済委員会が7人で文教厚生委員会が8人という形になります。

○矢口龍人委員長

それもいいね、議長が入るの。

○議長（小座野定信君）

議長は入らないよ。

建前の話で、だからやはり総務経済委員会のウエイトを広げればいいでしょうよ。そちらを8人にして、文教厚生委員会を7人にしたほうが俺はいいと思う。

○久松公生委員

そうですね。そのほうがいいですよ。

○矢口龍人委員長

そういうふうな意見でございます。

○久松公生委員

という意見で、たたき台と。まあ、来年度の2月だからね。

○議長（小座野定信君）

あと、そういうふうにかう、2つ委員会にしたほうが、総務委員会と産業建設委員会委員会と一緒にただで勉強することも増えてくるし、視野も広がるのではないかなというふうに思います。

○矢口龍人委員長

いずれにしても、今どんどん議案、予算に関しては、特別委員会を設置して全員でやっているの、その委員会の中の内容というのはそれほど、内容は濃いですが、やっている審議の分というのは割と少ないと思うんだよね。ですから、一番重要なのはやはり議案審査特別委員会等でやっているの、まあ問題ないかなというふうに私は思います。

○議長（小座野定信君）

よろしくお願いします。

○矢口龍人委員長

では、そういうことで、よろしゅうございますか、原案のとおりということで。

それでは、お諮りいたします。

委員会名称及び所管課等につきましては原案のとおりとし、かすみがうら市委員会条例の一部を改正する条例の制定についてとする議案につきましては、先例により、議会運営委員会委員長が提出者とな

り、委員会提出議案として定例会最終日に提案し、採決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたします。

それでは、答申案をお目通しいただいて、ここで暫時休憩といたします。〔午後 1時54分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。〔午後 1時58分〕

それでは、答申案につきましてご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等がないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか何かございませんか。

○久松公生委員

ちょっと前に戻ってしまうんですが、今条例の案を見ていたら、先ほど人数の件で、改正前、改正後になっていて、総務経済委員会が8人、文教が8人となっていますので、先ほど言ったように、議長がもしそっちの経済委員会に入るのであれば、9人と7人の改正ですか。

○矢口龍人委員長

要するに、文教厚生委員会に入ればいいんです。

○久松公生委員

それでもいいんでしょうか。はい、分かりました。

○矢口龍人委員長

だから、あくまでも8人は8人で。

それでは、いいですか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

散 会 午後 2時00分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢 口 龍 人